

3 高齢者施設等

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

介護保険施設を除いた高齢者施設等については、健全な経営の確保、利用者保護及びサービスの質の向上の視点に立って、施設運営の適正化と感染症や食中毒の発生防止など安全対策の徹底に重点を置いて、実地指導を実施しています。

養護老人ホームは、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を区市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設で、東京都は27の施設を対象に、老人福祉法第18条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設で、東京都は122の施設を対象に、社会福祉法第70条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上の必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設で、東京都は778の施設を対象に、老人福祉法第29条第9項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅で、東京都は311か所を対象に、介護保険法第24条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「住まい法」という。)第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

本報告書に記載されているサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は、指導監査部(介護保険法及び住まい法に基づく実地指導)と住宅政策本部住宅企画部(住まい法に基づく実地指導)が合同で実施したものです。

(1) 平成30年度 検査実施状況

高齢者施設等については、全体の16.6%に当たる206施設等に対して実地指導を行いました。

また、785施設に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

(単位：施設/件)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
養護老人ホーム ※1	27	8	7	29.6%
軽費老人ホーム ※1	122	33	16	27.0%
有料老人ホーム ※1	778	117	68	15.0%
サービス付き 高齢者向け住宅 ※1 ※2	311	48	3	15.4%
計	1,238	206	94	16.6%

※1 上記の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護事業（介護予防含む）を含んだ数です。

※2 上記のサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は指導監査部と住宅政策本部住宅企画部と合同で実施した数であり、文書指摘数は指導監査部のみの数です。

イ 集団指導

種別	参加施設数	主な内容
有料老人ホーム	785	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項

区市町村が主催する集団指導への講師派遣を含みます。

(2) 主な指摘事項

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む)

実地指導を行った8施設のうち、7施設が何らかの文書指摘を受けています。その7施設のうち、2施設が「身体的拘束等の適正化を図ること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 身体的拘束等の適正化を図ること ◇ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。 (養護条例第17条第6項、養護規則第6条第1号、養護要領14(4))	2

➤ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと ◇ 生活相談員を基準に基づき配置していない。 (養護条例第4条第3号、養護規則第3条第1項第3号)	2
➤ その他 ◇ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策を講じること。等	8 (延べ)
合計(延べ)	12

【根拠法令等】

* 養護条例

＝平成24年3月30日東京都条例第39号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

* 養護規則

＝平成24年3月30日東京都規則第43号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 養護要領

＝平成24年10月16日付24福保高施第1311号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する施行要領」

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む)

実地指導を行った33施設のうち、16施設が何らかの文書指摘を受けています。その16施設のうち、7施設が「事故の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 事故の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じること ◇ 事故発生の防止に係る対策を検討するための事故防止対策委員会が実施されていない。 (軽費条例第31条第1項、軽費規則第10条第1項第3号、軽費要領第1の25(3))	7
➤ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策を講じること ◇ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施していない。 (軽費条例第24条2項、軽費規則第9条)	5

➤ 建物設備等の管理を適正に行うこと	
◇ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要に変更があったにもかかわらず、変更届を提出していない。 (社会福祉法第63条第1項)	5
➤ その他	
◇ 身体的拘束等の適正化を図ること。 等	10 (延べ)
合計(延べ)	27

【根拠法令等】

* 社会福祉法

＝昭和26年03月29日法律第45号「社会福祉法」

* 軽費条例

＝平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

* 軽費規則

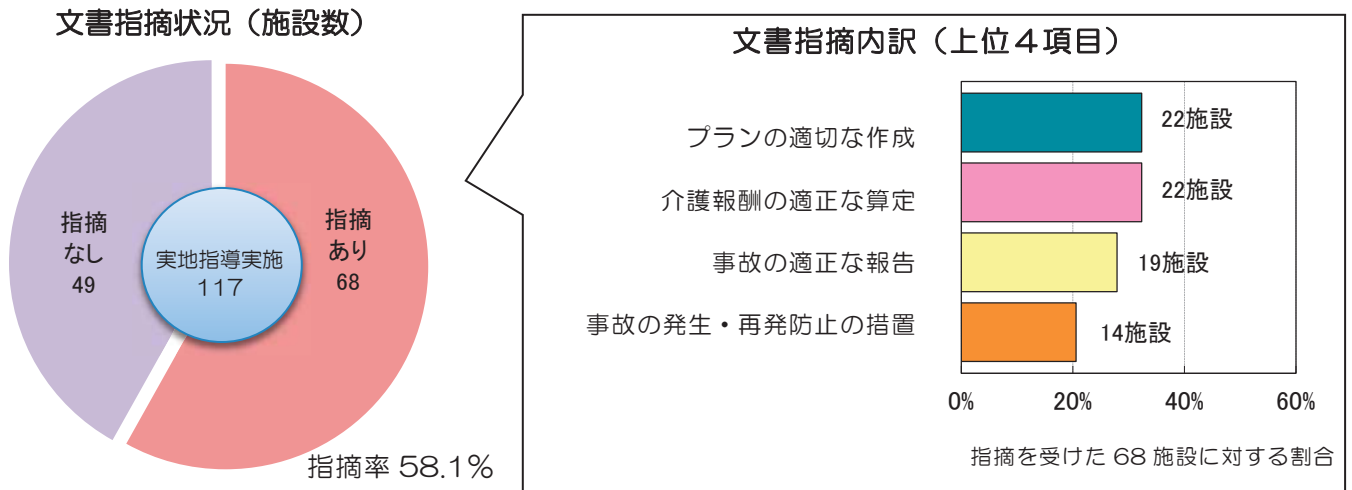
＝平成24年10月11日東京都規則第137号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 軽費要領

＝平成25年4月3日付24福保高施第2452号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要領」

ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む)

実地指導を行った117施設のうち、68施設が何らかの文書指摘を受けています。その68施設のうち、22施設が「特定施設サービス計画を適切に作成すること」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 特定施設サービス計画を適切に作成すること ◇ 利用者の心身の状況に変化があったにもかかわらず計画の見直しをしていない。 ◇ 利用者を支援する上で解決すべき課題の把握が不十分であった。 （居宅条例第220条、居宅要領第3の10の3(1)）	22
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること ◇ 個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画の目標等に相当する内容が、個別機能訓練に資する具体的な内容になっていない （厚告第19号別表10注7、老企第40号第2の4(7)③）	22
➤ 事故報告を適正に行うこと ◇ 報告すべき事故について、都又は区市町村に事故報告を行っていない。 （居宅条例第247条、予防条例第217条、居宅要領第3の10の3(14)、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(9)）	19

➤ 事故の発生及び再発防止に関する適切な措置を講じること ◇ 事故発生の防止のための指針を整備していない。 ◇ 事故防止のための委員会を設置していない又は定期的に開催していない。 (東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(8))	14
➤ その他 建物設備等の管理を適正に行うこと。 等	140 (延べ)
合計(延べ)	217

【根拠法令等】

- * 老人福祉法
＝昭和38年7月11日法律第133号「老人福祉法」
- * 老人福祉法施行規則
＝昭和38年7月11日厚生省令第28号「老人福祉法施行規則」
- * 厚告第19号
＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 厚告第96号
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
- * 老企第40号
＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 居宅条例
＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 予防条例
＝平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法基準に関する条例」
- * 居宅要領
＝平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」
- * 「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」
＝平成14年11月1日付14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む)

実地指導を行った48施設のうち、3施設が何らかの文書指摘を受けています。その3施設のうち、1施設が「身体的拘束等の適正化を図ること」について指摘されています。

(3) 指導事例

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む)

(人員基準等を遵守した職員配置を行うこと)

- 養護老人ホームは、生活相談員の資格を有した生活相談員を、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1人以上配置しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、生活相談員の資格を有していない生活相談員を配置していたため、配置基準を満たしていない月が見受けられました。
- このような事例に対して都は、早急に生活相談員を適切に配置するよう指導しています。

【根拠法令等】

- *平成24年3月30日東京都条例第39号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第4条第1項第3号、第5条第2項
- *平成24年3月30日東京都規則第43号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第3条第1項第3号
- *平成24年10月16日付24福保高施第1311号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する施行要領」3
- *平成16年3月11日付15福高施第1193号「老人福祉施設における施設長及び生活相談員の資格要件について」3

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む)

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策を講じること)

- 軽費老人ホームは、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備した上で、その指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、感染対策研修を実施した記録がなく、研修の実施状況が確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための定期的(年2回以上)な研修を実施し、研修内容を記録するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第24条第2項
- *平成24年10月11日東京都規則第137号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第9条第1項第3号
- *平成25年4月3日24福保高施第2452号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要第1の20(2)」

ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む)

(事故の発生及び再発防止に関する適切な措置を講じること)

- 有料老人ホームにおいては、事故の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければなりません。
さらに、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、事故の発生を防止するための指針が作成されていない事例、事故発生防止に係る対策を検討するための事故防止対策委員会その他の委員会が定期的開催されていない事例、職員に対する研修が定期的実施されていない事例、事故が発生した場合に事故の状況及び処置についての記録がない事例、区市町村等への報告がなされていない事例などが見受けられました。
- このような事例に対して都は、事故の再発防止のための措置を講じるよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第236条（第39条準用）
- *平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法基準に関する条例」第217条（第36条準用）
- *平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第3の10の3（14）（第3の1の3（25）準用）
- *平成14年11月1日付14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」12（8）・（9）

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む)

(苦情の内容等の記録を整備し保存すること)

- サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者（指定特定施設入居者生活介護事業者）は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する苦情の内容等の記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、苦情の処理経過、結果等の記録が整備、保存されていない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、苦情があった場合は、苦情の受付日、内容、処理経過、処理結果等を記録し、保存するとともに、苦情の内容を踏

まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成 24 年 10 月 11 日東京都条例第 111 号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第 236 条（第 37 条第 2 項準用）
- *平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」第217条（第54条の7第2項準用）
- *平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第3の10の3の(14)②（第3の1の3の(25)②参照）